

議第 88 号

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- ㊦ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- ㊧ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合

のいずれにも該当するとき。」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。

議第 89 号

富士市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

富士市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市営住宅条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市営住宅条例（平成9年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃等の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下この項において同じ。）のうち、市長が指定するものと家賃等に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が借入人の家賃債務を保証することを当該借入人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって賃貸借契約書の連帯保証人の連署に代えることができる。
- 第17条第1項、第46条及び第60条中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第90号

財産の取得に関する議決の一部変更について

(富士山フロント工業団地第2期整備事業用地取得)

令和元年5月21日議第69号をもって提出し、同日に議決を得た「富士山フロント工業団地第2期整備事業用地取得」に関する議決事項の一部を次のとおり変更したいので議決を求める。

令和4年9月9日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 取得する土地の表示

変更前 富士市大淵字元篤3776番1ほか49筆
55,825.99平方メートル

変更後 富士市大淵字元篤3776番1ほか18筆(別紙のとおり)
57,189.58平方メートル

2 予定価格

変更前 1,662,000,000円

変更後 1,542,116,416円

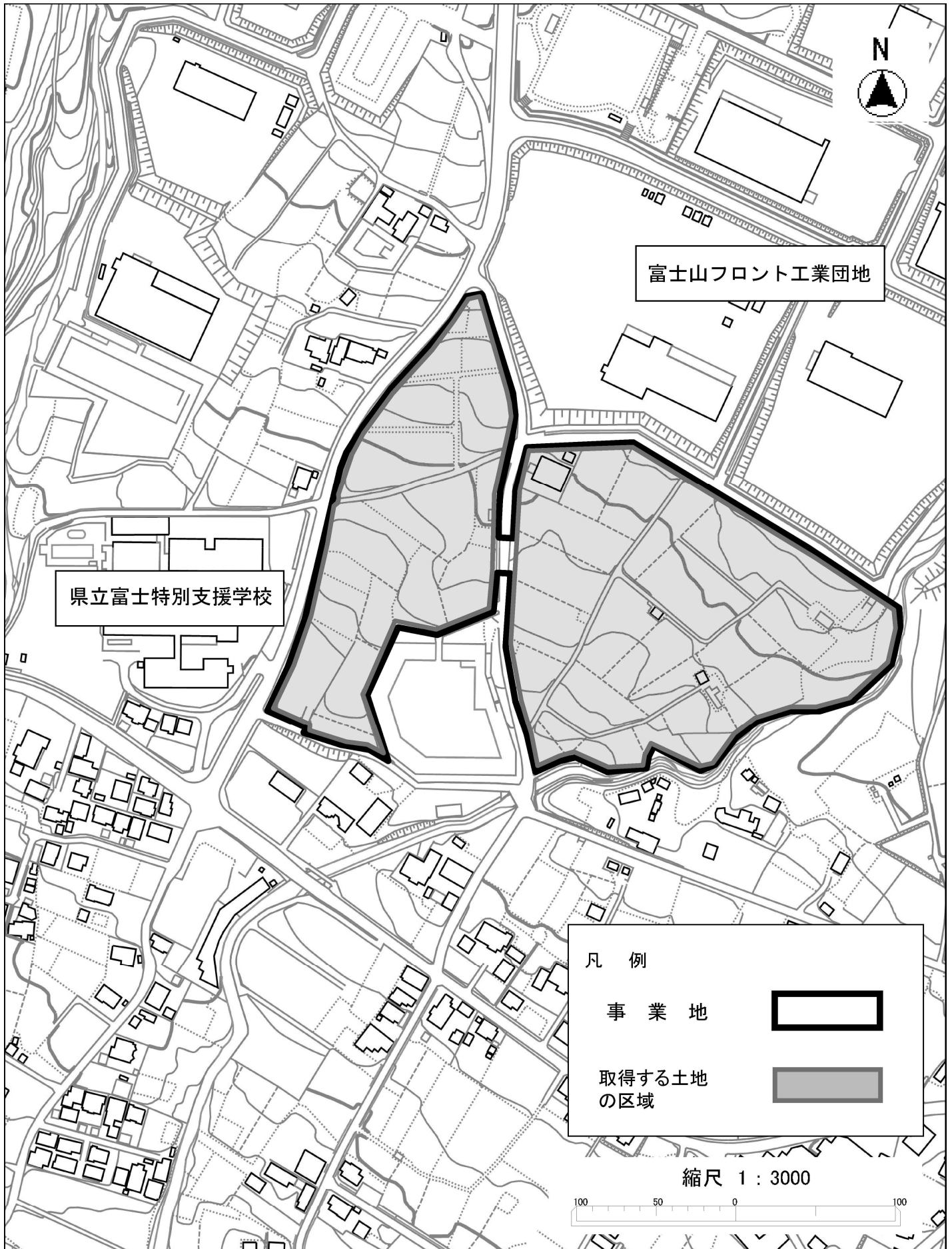
変更理由

富士山フロント工業団地第2期整備事業に係る造成工事の完成に伴い、取得する土地の表示及び予定価格が確定したため。

富士山フロント工業団地第2期整備事業用地

No.	所在地番	登記簿地目	実測面積 (m ²)
1	大淵字元篤 3776 番 1	公園	1,717.00
2	大淵字元篤 3776 番 14	公衆用道路	3.28
3	大淵字元篤 3776 番 15	公衆用道路	12.00
4	大淵字元篤 3776 番 16	宅地	4,068.79
5	大淵字元篤 3776 番 17	宅地	4,650.57
6	大淵字元篤 3776 番 18	公衆用道路	528.00
7	大淵字元篤 3776 番 19	公衆用道路	680.00
8	大淵字元篤 3776 番 20	宅地	7,282.71
9	大淵字元篤 3776 番 21	雑種地	2,718.00
10	大淵字元篤 3777 番 5	公衆用道路	19.00
11	大淵字元篤 3777 番 6	宅地	9,600.81
12	大淵字元篤 3777 番 7	宅地	9,454.70
13	大淵字元篤 3777 番 8	宅地	11,256.74
14	大淵字元篤 3777 番 9	公衆用道路	843.00
15	大淵字元篤 3777 番 10	公衆用道路	2.98
16	大淵字元篤 3777 番 11	雑種地	2,111.00
17	大淵字元篤 3777 番 12	用悪水路	113.00
18	大淵字元篤 3777 番 13	雑種地	1,224.00
19	大淵字元篤 3777 番 14	用悪水路	904.00
合 計			57,189.58

富士山フロント工業団地第2期整備事業用地位置図



議第91号

令和3年度富士市水道事業会計剰余金処分について

令和3年度富士市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和4年9月9日提出

富士市長 小長井 義正

1 当年度未処分利益剰余金	1, 203, 064, 639円
2 利益剰余金処分量	1, 203, 064, 639円
(1) 組入資本金	611, 577, 457円
(2) 減債積立金	524, 995, 960円
(3) 建設改良積立金	66, 491, 222円
3 翌年度繰越利益剰余金	0円

議第92号

令和3年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和3年度富士市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和4年9月9日提出

富士市長 小長井 義正

1 当年度未処分利益剰余金	1, 996, 500, 092円
2 利益剰余金処分量	1, 996, 500, 092円
(1) 組入資本金	984, 179, 946円
(2) 減債積立金	1, 012, 320, 146円
3 翌年度繰越利益剰余金	0円